

輸出者等概要の記入要領について

この「輸出者等概要」には、各記入項目に沿った時点における状況をご記入ください。

なお、エクセル・ワークシートが3枚用意されており、「輸出者等概要」で2枚のシート、「自己管理チェックリスト」で1枚のシートという構成となっております。

令和4年5月1日付け「輸出管理内部規程の届出等について」の通達改正において、シート1に「なお、本記載内容は事実と相違ないことを確認しました」を追記しており、法人等の長から経済産業大臣宛に、記載された内容について事実であることを証明している書類となっていることを十分ご理解の上、組織として提出が行われるようご注意ください。

1. 「輸出管理内部規程受理番号」の欄

経済産業省 貿易経済協力局 貿易管理部 安全保障貿易管理課 安全保障貿易検査官室（以下「安検室」という。）が発行した輸出管理内部規程受理票（CP受理票番号）に記載されている受理番号を記入してください。

2. 「連絡担当者」の欄

経済産業省と貴法人の連絡窓口となっている者の、所属、役職、氏名、eメールアドレス及びTEL番号をそれぞれ記入してください。

連絡担当者が提出者の届出の登記簿上の本社住所と異なる所在地の場合には、その住所及び郵便番号を記入してください。

※ 安検室では、安全保障貿易管理に係る最新情報（制度改正や説明会等）を、随時、「連絡担当者」のeメールアドレスあてに送信することとしています。

「輸出者等概要・自己管理チェックリスト」に記載いただいたメールアドレスが最新のものとなるようご注意ください。グループメールアドレスを使用する場合には、必ず「連絡担当者」を含めたものとしていただくようお願いいたします。

3. 「設立年・資本金又は出資総額・従業員」の欄

連結決算を行っている輸出者等であっても、貴法人単独の状況を記入してください。

4. 「輸出管理の最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)」の欄

輸出管理内部規程に規定する輸出管理組織における最高責任者(輸出者等遵守基準における「統括責任者」に相当)の役職及び氏名を記入してください。

5. 「取引の最終判断権者」の欄

輸出等取引を行うにあたり、その取引審査の最終判断を行う責任者の所属・役職及び氏名を記入してください。

なお、貨物等の種類や仕向地・提供地によって、最終判断権者が異なる場合には、自己管理チェックリスト2-1(1)の備考欄にその旨を記入するか、又はその状況が分かるよう別紙(様式自由)を添付してください。

6. 「該非判定の責任者(輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)」の欄

リスト規制貨物等に該当するかどうかの確認を行う責任者の所属・役職及び氏名を記入してください。

該非判定の責任者(輸出者等遵守基準における「該非確認責任者」に相当)が1名の場合には上欄に複数名いる場合には2名まで併記し、それ以上いる場合には下欄の右側に「他〇名」と記入してください。

7. 「輸出管理に従事する者の総数」の欄

輸出管理統括部門等の輸出管理組織(組織を設けていない場合は管理者)として輸出管理に直接従事する者(兼任を含むものとし最高責任者を除く。)の人数を記入してください。また、その総数のうち、専ら輸出管理に従事する者の人数を「(うち専任 名)」の欄に記入してください。

8. 「教育の実施状況」の欄

直近の事業年度(1年間)での輸出管理に関する教育・研修の実施回数を記入してください。

原則として、輸出者等が自ら実施した教育・研修を対象とし、経済産業省が実施している説明会等への参加は含みません。経済産業省が実施している説明会の資料等を活用し、社内で教育を実施している場合は、実施回数に含めて問題ありません。

9. 「監査の実施状況」の欄

9-1 「回数」の欄

直近の事業年度(1年間)での輸出管理に関する監査の実施回数を記入してください。

輸出に関する全ての部署(輸出管理部門を含む)に対して、年1回の監査を行っている場合には「1回」と記入してください。

リスト規制貨物等を取り扱っている部署と管理部門(輸出管理部門含む)だけを毎年実施し、キャッチオール規制対象貨物等を取り扱っている部署は数年に一回としている場合など、一部の部署が欠ける状況にある場合は「0回」と記入してください。

(注)「0回」と記入した場合には、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄「取組状況」に具体的な取組状況を記入してください。

<輸出管理部門に関する監査について>

輸出管理部門の監査に関して、貴法人の監査部門による監査が行えない場合には、その代わりとして以下のような監査手法で実施することも差し支えありませんが、その場合、自己管理チェックリスト4-1(1)の備考欄の「取組状況」に、具体的にどのような監査を実施したのか記入してください。

- ・ 書面による自主監査
- ・ 同一部門内で輸出管理担当ではない者による監査
- ・ 他部門の輸出管理担当による部門間のクロス監査
- ・ グループ会社や輸出管理に詳しい第三者機関などに委託 など

(注) 第三者機関に監査を委託している場合には、CPに「第三者機関による監査を委託することができる」という規定を設けていることが望ましい。

9-2 「監査の対象とした期間」の欄

監査を行った時期を記載するのではなく、監査の対象とした期間を記入してください。

なお、監査を行った時期については、自己管理チェックリスト4-1(1)備考欄の「監査実施年月日」に記入をしてください。

(記入例)

○2023年度(事業年度が4月から翌年3月の場合)の監査において、2022年度中に輸出等した実績の監査を対象とした場合

監査の対象とした期間:2022年4月~2023年3月

10. 「包括許可証の取得有無及び輸出等件数(直近の事業年度)」の欄

10-1 「許可種別及び取得の有無」の欄

許可種別及び取得の有無は、包括許可の種別毎に、直近の事業年度中に包括許可証を保有している場合には「有」、保有していない場合には「無」を選んでください。

特別一般包括を取得している場合には、直近の事業年度の期間中に保有していた許可証の許可番号を記載してください。

※直近の事業年度に保有した許可証が複数ある場合、全ての許可番号を記入してください。

「〇〇/△△」と記号を使って区切るなどし、記入してください。

10-2 「有効期限」の欄

有効期限は、10-1で記入いただいた包括許可証の有効期限を記入してください。

※直近の事業年度内に保有した許可証が複数ある場合は、一番長い有効期限を記入してください。

10-3 「件数」の欄

件数は、10-1の包括許可証を適用し、貨物の輸出又は技術の提供を、直近の事業年度の件数をそれぞれ記入してください。

なお、特別一般包括輸出・役務(使用に係るプログラム)取引許可証で貨物とプログラムを併せて輸出した場合は、併せて1件として計上してください。

また、取引件数が多く計上が困難な場合は、契約件数でも構いませんが、その場合には契約件数である旨明記してください。

11. 「輸出状況等」の欄

11-1 「総売上額又は総収入額」の欄

総売上額又は総収入額は、直近の事業年度に係る貴法人(連結ベースではなく、単独ベース)の決算書等にある売上額又は収入額を記入してください。

11-2 「貨物の輸出額」の欄

貨物の輸出額は、直接輸出(貴法人自身が輸出者等になっているもの)だけではなく、間接輸出(貴法人から国内商社等に販売し、当該商社等が輸出者等になる場合など)や仲介貿易取引を含み、規制対象貨物かそうでないかを問わず記入してください。

なお、技術の提供の対価については算定の必要はありません。

1 1-3 「直接輸出額」の欄

直接輸出額は、貨物の輸出額のうち、貴法人が輸出者となって行った輸出額を記入してください。外国にある貴法人の関係会社などへの輸出額も含めて記入してください。

1 1-4 「直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額」の欄

直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額は、輸出貿易管理令(以下「輸出令」という。)別表第1の1～15項の中欄に掲げる貨物を輸出した額を記入してください。

※金額を記入する欄については、四捨五入して百万円未満となる場合には、小数点で例えば「0.3百万円」のように表記してください。また、実績がない場合には「-」を記入してください。

1 2. 「国別輸出等」の欄

前記1 1.のうち、直接輸出額の内訳として記入してください。

1 2-1 「上位3ヶ国(輸出貿易管理令別表3に掲げる地域を除く。)」の欄

直接輸出額のうち、輸出令別表3の国を除いた国又は地域のうち、上位3カ国を上から多い順番に3つ記入してください。なお、技術の提供に関する記入をする場合には、対価の有無にかかわらず、金額は「-」を記入してください。

1 2-2 「別表第4」の欄

直近の事業年度のうち、イラン、イラク、北朝鮮の3ヶ国向けに輸出した額を、それぞれ記入してください。

※イラン、イラク、北朝鮮向けに輸出がある場合は、自己管理チェックリストの特記事項の欄に用途及び最終需要者を記入するか、別紙(様式自由)に記入して添付してください。

1 3. 「主要なリスト規制貨物・技術(1～15項に該当)仕向地及び海外主要取引先(直近の事業年度)」の欄

直近の事業年度で取扱い実績のあるリスト規制貨物等(輸出令別表第1の1～15項の中欄に掲げる貨物又は外国為替令(以下「外為令」という。)別表の1～15項の中欄に掲げる技術)のうち、主な貨物又は技術を8つまで記入してください。

なお、輸出令別表第1又は外為令別表のそれぞれの1～4項の中欄に掲げる貨物又は技術を優先して記入してください。

間接輸出等(貴法人から国内商社等に販売・提供し、当該商社等が輸出者等になる場合など)のみを行っている貨物等がある場合には、「項番」、「省令番号」、「リスト規制貨物・技術の名称」のみ、記入してください。

1 3-1 「項番」の欄

当該リスト規制貨物等の該当する輸出令別表第1又は外為令別表の項番・項目を記入してください。なお、外為令別表の項番・項目の場合には「外」と項番・項目を記入してください。

1 3-2 「省令番号」の欄

「輸出貿易管理令別表第1及び外国為替令別表の規定に基づき貨物又は技術を定める省令(貨物等省令)の条項等を記入してください。

1 3-3 「リスト規制貨物・技術の名称」の欄

取り扱った主要な貨物又は技術の一般的な名称及び製品名等(貴法人の中で使用している名称等でも可能)を記入してください。

間接輸出の場合には「(間接)」、特例とした場合には「(少額)」「(無償)」などと分かるように名称の後ろに括弧書きを記入してください。

1 3-4 「比率」の欄

リスト規制貨物の額が上記1 1. で記入した「直接輸出額のうち、リスト規制貨物の額(※2)」の何%を占めるか記入してください。小数点第1位を四捨五入し、整数(%)で記入することでも構いません。

1 3-5 「製品・技術」の欄

貴法人の製品を輸出・技術を提供するものであれば「自社」に、外部から購入したのであれば「購入」のいずれかを選んでください。

1 3-6 「仕向地」の欄

仕向地が複数国ある場合には、複数国を記載してください。

※様式の都合上、記入枠を超える文字数となった場合、文字の極小化が起こりますが、そのままにしてください。

1 3-7 「需要者又は輸入者」の欄

貴法人の現地法人の場合には、「現地法人」を選び、それ以外の場合には、「その他」を選んでください。

※様式の(注意12)には、輸入者とするとの記述がありますが、様式3の選択肢の中に輸入者がいないため、その他を選択してください。現地法人とその他の双方がある場合、「現地法人及びその他」を選択してください。

1 3-8 「取引形態等」の欄

輸出等をした貨物等の主要な取引先における取引形態について、在庫販売、受注販売、又は返品修理等の該当する取引を選んでください。なお、選択肢は1つしか選択できませんので、主要な取引形態を1つを選んでください。

1 4. 「輸出貿易管理令の別表第4に掲げる3ヶ国向け輸出等における主な商社等名(直近の5事業年度)」の欄

イラン、イラク、又は北朝鮮の3ヶ国を仕向地とする輸出等であって、貴法人以外の商社等(外国企業を含む。)を通じた実績が直近の5事業年度にある場合には、仕向地、取引先商社等名及び輸出等をした時期(年月)を記入してください。

なお、この欄に書ききれない場合台には、これらの項目を記載した別紙(様式自由)を添付してください。また、同一案件が複数ある場合台には、「時期」の欄には、直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供は別紙に記載してください。

また、直近の事業年度内に実績がある場合は、仕向地・取引先商社等、時期に加え、最終需要者・貨物等の名称・用途について記入した別紙(様式自由)を作成し添付してください。

1 4-1 「仕向地」の欄

貴法人以外の商社等(外国企業を含む。)を通じた実績がある場合には、最終仕向地となる輸出令別表4の国名を記入してください。

1 4-2 「取引先商社等名」の欄

国内商社や輸入先商社など、貴法人(子会社、海外子会社含む)の契約先となる法人名を記入してください。なお、外国企業である場合は国名を()で追記してください。

1 4-3 「時期」の欄

事業年度ごとに輸出等を行った時期(年月)を記入してください。

15. 「外国ユーザーリスト掲載需要者への輸出等の状況(直近の5事業年度)」の欄

経済産業省が公表している外国ユーザーリスト掲載企業等への輸出等が直近の5事業年度にある場合は、仕向地、外国ユーザーリスト掲載需要者名、輸出した貨物・提供した技術の名称及び輸出等をした時期(年月)を記入してください。

なお、この欄に書ききれない場合は、これらの項目を記載した別紙(様式自由)を添付してください。また、同一案件が複数ある場合は、「時期」の欄には、直近の時期を記入し、その他の時期の輸出又は提供は別紙に記載してください。

また、直近の事業年度内に輸出等をした実績がある場合は、用途について記入した別紙(様式自由)を作成して提出してください。

※12. 別紙第4の欄や14. の欄、15. の欄について、それぞれの項目に記入する内容がある場合には、別紙(様式自由)にまとめて記入することも可能です。